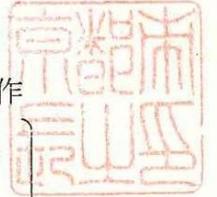


環 環 管 第 1 1 6 号  
令 和 3 年 3 月 2 3 日

京都市教育委員会  
教育長 在田 正秀 様

京都市長 門川 大作  
〔担当 環境政策局環境企画部環境管理課〕  
〔TEL: 075-222-3951〕



「西陵中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案」に対する意見について

令和2年11月25日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

( 別 添 )

「西陵中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る配慮書案」に対する意見

京 都 市 長

- 1 統合後の学校の建設に関する事項のみならず、統合される学校の施設や設備を引き続き教育活動に利用する場合はその内容など、一連の学校統合による影響の全体像が理解できるよう配慮書に記載すること。
- 2 多様な特性を持つ児童・生徒の安心・安全かつ良好な通学・学習環境を確保するよう万全を期すこと。
- 3 既設建物の解体工事において、アスベスト含有建材が確認された場合は関係法令に基づき適正に撤去及び処分を行うこと。
- 4 グラウンドや体育館からの騒音等の影響について、近隣の住宅への配慮を検討すること。
- 5 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。